

真室川町過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

山形県真室川町

目 次

1 基本的な事項

(1) 真室川町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	4
③産業構造の変化と地域の経済的な立地特性による社会経済的発展の 方向の概要	8

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人 口	9
②産 業	11

(3) 真室川町の実財政の状況

①行 政	12
②財 政	13

(4) 地域の持続的発展の基本方針

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(7) 計画期間

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 事業計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20

(3) 事業計画	22
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
事業計画（令和8年～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	43

真室川町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 真室川町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は、山形県の最北端部に位置し、東西 29.9km、南北 25.4km、面積 374.22 km²に及ぶ広大な町で、大部分が山地帯により形成されている。西側、北側及び東側の三方が山地で、東側には奥羽山系の黒森(1,057m)、水晶森(1,087m)、烏帽子山(954m)など、1,000m 前後の急峻な山地が火打岳・神室山など南方の神室山地より連続して秋田県と接し、西側には、出羽山系に属する 700m～900m 級の弁慶山(887m)、二ツ山(937m)、八森(799m)などによって、酒田市と境界をなしている。

これらの山々を源として、真室川と鮭川が数多くの支流を合わせて流れ下り、平地はほとんどこれら河川の流域に小範囲に点在するだけで、総面積の 86.2%が山林地帯である(令和 2 年農林業センサス)。南は、鮭川盆地に連続して開放的な地形をなしており、東西には洪積台地が形成されている。

気象は、周囲の山岳の影響をうけて変わりやすい現象を示し、山形地方気象台差首鍋地域気象観測所(令和 7 年)によれば、年平均気温は 11.5℃で、年間降水量は 2,681.5 mmに及ぶ。また、根雪期間は 12 月中旬から 4 月上旬までの長期にわたり、最深積雪は 282cm を記録する特別豪雪地帯であり、寒冷で日照時間も短い。

イ 歴史的条件

本町では、各地で三千年以上昔の縄文時代、さらにそれ以前にさかのぼる石器類が多く出土し、現在 54 ヶ所に及ぶ遺跡が確認されている。

戦国時代末期に鮭延氏が真室城(鮭延城)を築城、一帯を支配したが、後に最上家の支配下になった。1622 年(元和 8 年)最上家改易に伴い戸沢政盛が常州(茨城県)松岡より最上に国替えとなり入部、居城した。その後新庄に築城し、戸沢 6 万石の領地の一部として封ぜられ明治維新までその支配下にあった。

明治 4 年廃藩置県後新庄県となり、明治 22 年市町村制施行にあたり、内町・木ノ下・新町・平岡・川ノ内を併せ真室川村に、大沢・差首鍋・平枝が安楽城村と改称、及位・大滝・釜淵を併せ及位村となった。

明治 37 年奥羽本線が開通し、昭和 25 年 4 月、真室川村が真室川町に、昭和 31 年 9 月町村合併促進法に基づき真室川町・安楽城村・及位村の 1 町 2 村が合併し新制真室川町となる。

ウ 社会的条件

本町の人口は、昭和 30 年の 17,118 人をピークに年々減少している。昭和 50 年対昭和 60 年では 696 人の減少、昭和 60 年対平成 7 年では 986 人の減少、平成 7 年対平成 17 年では 1,517 人の減少、平成 17 年対平成 27 年では 1,917 人の減少、令和 2 年の人口は 7,203 人、平成 27 年対令和 2 年では 934 人の減少となっている。

世帯数は、昭和 60 年までは 3,000 世帯程度でほぼ横ばいの状態だったが、その後の 30 年間で 500 世帯以上が減少し、令和 2 年には 2,320 世帯となっている。一世帯あたりの構成人員は昭和 50 年 4.3 人、昭和 60 年 4.1 人、平成 7 年 4.0 人、平成 17 年 3.7 人、平成 27 年 3.3 人、令和 2 年 3.1 人とわずかず減少傾向にある。

就業率は、昭和 50 年 49.6%、昭和 60 年 48.8%、平成 7 年 48.5%、平成 17 年 46.6%、平成 27 年 49.5%、令和 2 年 51.1%と、長らく減少傾向が続いていたが平成 27 年以降は増加に転じている。

道路網は、国道 2、主要地方道 1、一般県道 6、町道 258 路線で結合されており、令和 6 年度末の町道の改良率は 71.5%となっている。

エ 経済的条件

農業について、経営耕地面積は 1,648ha(令和 2 年農林業センサス)、1 経営体当たりの経営耕地面積は 4.2ha で、山形県平均と同水準である。農業産出額の 42.1%が水稻で占められており(農林水産省 令和 5 年市町村別農業産出額(推計))、山形県平均 30.3%を 10 ポイント以上上回るなど(農林水産省 令和 5 年生産農業所得統計)、稲作への比重が高い状況である。

農家数は、昭和 50 年 1,658 戸、昭和 60 年 1,400 戸、平成 7 年 1,097 戸、平成 17 年 861 戸、平成 27 年 650 戸、令和 2 年 494 戸と年々減少してきている。

林業については、町の林野面積が 32,263ha で、林野率は 86.2%、保有形態別では、国有林野 79.3%、民有林野 20.7%となっており、国有林野の占める割合が極めて高い(令和 2 年農林業センサス)。

農家数と農家人口

年	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家(戸)		自給的農家 (戸)	農家人口 (人)	性別(人)	
			1種	2種			男	女
S50	1,658	1	709	948		8,174	3,958	4,216
S55	1,556	33	432	1,091		7,542	3,674	3,868
S60	1,400	60	370	970		6,843	3,304	3,539
H2	1,250	54	203	993		6,214	2,996	3,218
H7	1,097	40	212	845		5,447	2,664	2,783
H12	990	39	183	617	151	4,693	2,326	2,367
H17	861	65	194	444	158	3,236	1,584	1,652
H22	779	97	119	395	168	2,670	1,315	1,355
H27	650	98	100	306	146	2,105	1,041	1,064
R2	494	-	-	-	108	-	-	-

(注 1:農家人口及びその性別について、H17 以降は販売農家の内訳を記載) (資料:農林業センサス)

(注 2:R2 では総農家数(戸)及び自給的農家(戸)のみの集計) (資料:農林業センサス)

工業は、令和3年では事業所数15(従業者数4人未満含まず)、従業者数373人、製造品出荷額53億5,458万円、事業所1か所あたりの出荷額は3億5,697万円で、県平均に対し28.7%と低位にある。また、従業者数については、昭和50年対平成2年で約2倍の伸びとなり順調な推移を示したのち、国内企業の空洞化やサブプライムローンに起因する平成20年9月のリーマンショックに端を発した経済不況から緩やかに回復しつつあったものの、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響、経済の停滞や企業業績の悪化など中長期的な地域雇用情勢の影響が懸念され、依然として厳しい状態にある。

商業では、令和3年において商店数(小売店)66店、従業者数310人、年間商品販売額52億5,200万円となっている。1店当たり従業者数は、県平均6.8人に対し、本町は4.7人と経営規模の小さいものが多い。又、従業者一人当たり商品販売額は県平均3,023万円に対し、本町は1,694万円と少ない。消費者の生活圏の広がりの中で、大規模店の地域展開もあり厳しい状況となっている。

工業の推移

年	事業所数	従業者数(人)	製造出荷額(万円)	一事業所当り出荷額(万円)
S50	40	805	274,227	6,856
S55	48	1,118	605,031	12,605
S60	65	1,473	770,696	11,857
H2	45	1,639	1,192,488	26,500
H7	44	1,184	1,007,405	22,896
H12	37	934	963,211	26,033
H17	27	567	869,583	32,207
H22	23	519	437,785	19,034
H28	20	424	680,212	34,010
R3	15	373	535,458	35,697

(資料:工業統計調査。但し平成28年、令和3年は経済センサス産業分類別集計による。)

商業の推移

年次	商店数			従業者数 (人)	年間商品販売額(万円)			売場面積 (㎡)
	総数	商店	飲食店		総額	商店	飲食店	
S51	210	189	21	500	392,906	384,799	8,107	9,871
S54	222	196	26	592	598,860	577,782	21,078	9,080
S57	224	192	32	586	717,170	694,940	22,230	10,374
S60	206	182	24	574	777,902	753,492	24,410	8,576
S63	210	188	22	601	744,774	724,989	19,785	9,300
H3	205	183	22	578	840,817	807,597	33,220	9,911
H6	174	174		552	863,889	863,889		11,931
H9	168	168		556	1,039,514	1,039,514		13,429
H14	128	128		449	647,033	647,033		10,040
H19	120	120		490	660,705	660,705		9,514
H26	82	82		366	661,400	661,400		9,552
H28	80	80		364	596,600	596,600		7,816
R3	66	66		310	525,200	525,200		6,304

(資料:商業統計調査、但し平成28年、令和3年は経済センサス活動調査作業別集計による)

(注:平成元年、4年の飲食業調査について、昭和63年、平成3年に合算)

② 過疎の状況

昭和 30 年代から始まった高度経済成長は、地方から大規模工業地域や首都圏への大量の人口流出を招き、とりわけ新規学卒者の都会への流出が続いた。このため、地方の過疎、都会の過密現象が大きな社会問題として取り上げられ、地方と大都市圏との格差が大きく広がり、地域社会を形成する各基盤の整備の遅れや、生活水準や集落機能の維持困難、コミュニティ活動の低下などの問題を抱えるに至った。

こうした過疎問題に対応するため、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55 年に「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年に「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年に「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、生活環境の整備、産業基盤の整備、定住条件の整備といった過疎対策事業に取り組んできた。

その結果、産業基盤の整備や生活基盤の整備が進み、地域資源活用による地域づくりへの関心度合いの高まりや、人口減少率が緩和するなどの成果をあげてきた。

しかし、その一方で、町の将来を担う若者の流出や生活スタイルの多様化、少子化・高齢化の進行等による地域活力の低下、集落単位区の人材不足等による運営の支障や公益機能の低下などにより、地域経済の停滞、生活関連基盤整備の格差拡大といった多くの課題を今なお抱えている。

また、地域間交流の拡大、情報通信技術の発達、価値観の多様化、自然志向、高齢社会などの時代の大きな流れの中で、過疎地域の持つ自然、文化といった地域特性を守る役割を踏まえつつ、持続的発展につながる諸施策を計画的に実施していく必要がある。

ア 人口等の動向

人口等の動向を旧町村別にみると、人口は昭和 45 年まではいずれも減少しており、特に旧安楽城村では 10%前後、旧及位村では 10%台の減少傾向が昭和 50 年まで続いた。昭和 55 年から平成 2 年にかけては、旧真室川町で増加に転じるとともに旧安楽城村、旧及位村での減少幅が縮小し、町全体での減少率が 2%台に緩和した。

しかし、平成 7 年以降は減少率が 5%を超え、近年は 5 年間で 1,000 人程度の減少が続くなど、再び急激な人口減少が進んでいる。

旧町村別人口の動向

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
旧真室川町(人)	6,540	6,217	5,986	6,051	6,200	6,233	6,289	6,108	5,813
増減率(%)	-	△4.9	△3.7	1.1	2.5	0.5	0.9	△2.9	△4.8
旧安楽城村(人)	5,384	4,877	4,336	3,981	3,756	3,540	3,356	3,053	2,661
増減率(%)	-	△9.4	△11.1	△8.2	△5.7	△5.8	△5.2	△9.0	△12.8
旧及位村(人)	4,932	4,219	3,654	3,221	2,932	2,784	2,585	2,410	2,118
増減率(%)	-	△14.5	△13.4	△11.9	△9.0	△5.0	△7.1	△6.8	△12.1
合 計(人)	16,856	15,313	13,976	13,253	12,888	12,557	12,230	11,571	10,592
増減率(%)	-	△9.2	△8.7	△5.2	△2.8	△2.6	△2.6	△5.4	△8.5

区分	H17	H22	H27	R2
旧真室川町(人)	5,709	5,376	4,884	4,410
増減率(%)	△1.8	△5.8	△9.2	△9.7
旧安楽城村	2,452	2,167	1,859	1,621
増減率(%)	△7.9	△11.6	△14.2	△12.8
旧及位村	1,893	1,622	1,394	1,172
増減率(%)	△10.6	△14.3	△14.1	△15.9
合 計	10,054	9,165	8,137	7,203
増減率(%)	△5.1	△8.8	△11.2	△11.5

(資料:国勢調査)

世帯数については、昭和31年の合併以降、旧真室川町では増加が続いたが、昭和60年から平成17年まではほぼ横ばい、それ以降は減少に転じ、令和2年にはピーク時(平成2年)より161世帯減少し1,369世帯となっている。一方、旧安楽城村、旧及位村ではほぼ一貫して減少しており、令和2年には旧安楽城村はピーク時(昭和40年)の約6割の524世帯、旧及位村はピーク時(昭和35年)の約5割の427世帯にまで減少している。

昭和49年、50年の水害以降、旧安楽城村、旧及位村の山間被災地や危険箇所からの町中心部への移転が見られ、町内での定着傾向を示したが、近年、新庄市や東根市・天童市といった県内の比較的集約された環境を求め転出する世帯が増えている。また、若者の就業の場の不足や未婚の増加も人口・世帯の減少要因となっている。

旧町村別世帯数の動向

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
旧真室川町(世帯)	1,239	1,300	1,349	1,399	1,488	1,517	1,530	1,515	1,516
増減率(%)	-	4.9	3.8	3.7	6.4	1.9	0.8	△1.0	0.0
旧安楽城村(世帯)	911	924	893	859	825	775	750	715	671
増減率(%)	-	1.4	△3.4	△3.8	△4.0	△6.1	△3.2	△4.7	△6.2
旧及位村(世帯)	930	870	842	803	749	716	694	670	624
増減率(%)	-	△6.5	△3.2	△4.6	△6.7	△4.4	△3.1	△3.5	△6.9
合 計(世帯)	3,080	3,094	3,084	3,061	3,062	3,008	2,974	2,900	2,811
増減率(%)	-	0.5	△0.3	△0.7	0.0	△1.8	△1.1	△2.5	△3.1

区分	H17	H22	H27	R2
旧真室川町(世帯)	1,527	1,494	1,433	1,369
増減率(%)	0.7	△2.2	△4.1	△4.5
旧安楽城村(世帯)	635	607	564	524
増減率(%)	△5.4	△4.4	△7.1	△7.1
旧及位村(世帯)	585	531	481	427
増減率(%)	△6.3	△9.2	△9.4	△11.2
合 計(世帯)	2,747	2,632	2,478	2,320
増減率(%)	△2.2	△4.2	△5.9	△6.4

(資料:国勢調査)

イ 旧過疎法及び過疎地域自立促進計画の対策と課題、今後の見通し等

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、出生率の減少や死亡者数の増加など人口の自然減少傾向が強まる中、若年層(特に女性)の社会的減少が顕著になっている。定住・移住の取組みも行っているが、雇用促進や住宅不足の解消など環境整備を図る必要がある。

(2) 産業の振興について、農業では、生産基盤の整備、農産物の産地化の推進、担い手育成などを行ってきた。今後も新規就農等への支援強化や規模拡大による法人経営体の育成を図っていく必要がある。また、周年農業や高収益作物との複合経営などを推進していく必要がある。

工業については、元々零細経営・下請業が多いため、収益性が低く基盤が弱い傾向にある中、地域経済の低迷や産業の空洞化、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇、国際情勢の不安定化など昨今の景気動向による影響が出ている。今後、企業の新分野への進出や他産業・異業種との連携を支援し、最上地域全体で広域的な企業誘致や新たな就業機会の創出を図っていく必要がある。

商業については、インターネットでの購入の普及をはじめ消費の広域化や経営者の高齢化・後継者不足などにより、非常に厳しい状況に置かれている。消費者ニーズの多様化により、大型ショッピングモールやネットショッピングなどに消費が流れているが、高齢者等の買い物弱者対策として身近な商店街は欠かせない存在であり、事業の維持・継承を支援し、町内のにぎわい創出や地域経済の活性化を図る必要がある。

観光については、真室川公園整備やクロスカントリーコースの整備、農村公園やまむろ川温泉梅里苑、真室川駅周辺の機能充実を図ってきた。時代に即した新たな観光メニューの造成や戦略的な情報発信など、魅力向上の取り組みを推進する必要がある。

(3) 地域における情報化については、デジタルディバイドの是正のため、光ファイバー網の整備や携帯電話エリアの拡大を図ってきた。今後も、情報通信基盤の効果的な活用を図っていく必要がある。

(4) 交通施設の整備及び交通手段の確保については、町道の改良舗装を中心に行い、昭和 55 年度末改良率 43.0%、舗装率 40.1%であったものが、令和 6 年度末で改良率 71.5%、舗装率 79.1%に達している。幹線道と集落を結ぶ町道整備は進んでいるが、今後は集落内道路と集落間道路の整備とともに、橋梁など道路施設の長寿命化対策を進め効率的な維持管理を推進する必要がある。

また、公共交通については、町営バス 5 路線を運行しているほか、バスが運行されていない地区に補完としてデマンドタクシーを運行することで、交通不便地域の解消に努めている。高齢化が進行する中であって自家用車等の交通手段を持たない住民も安心して生活できるよう、利便性の維持に努める必要がある。

(5) 生活環境の整備については、これまで水道施設整備を進めてきており、水道普及率は令和 6 年度末で 95.8%に達している。更に全町的な整備が必要であるが、老朽化が進んでいることから、早期改善と安定供給が課題となっている。

また、生活排水処理普及率は、令和 6 年度末で 69.0%と県内でも低い割合にあり、下水道や合併処理浄化槽の普及を一層進める必要がある。

消防施設整備は、特に豪雪地帯の本町にとって防災上必要不可欠なものであり、今後も防火水槽やポンプ車等の計画的な配置・更新が必要である。また、新たな防災拠点施設を整備し危機管理体制の強化を図っていく。

(6) 子育て環境の確保、高齢者福祉施設その他の福祉増進については、ソフト面での高齢者在宅福祉や生きがい対策を講じてきたが、平成 14 年度に特別養護老人ホーム等、平成 20 年度に認定こども園の施設整備を行い、平成 30 年度から令和元年度にかけては、年齢に応じた教育・保育活動の実施に合わせた学齢ごとの保育室の設置や、環境改善、老朽化に伴う改修を目的とし町立保育所 2 か所の増築及び改修を行ってきた。また、令和 4 年度より、社会福祉協議会が運営主体となり、生活介護事業や就労継続支援B型事業のサービスを提供する障がい福祉サービス事業所「ドリームハウス」への運営費支援を行っている。今後は、人材育成を含め、総合的なサービスの充実を図る必要がある。

(7) 医療の確保については、平成 14 年度に町立病院の移転新築を行い、医療・福祉・保健を一体化した施設「ヘルスケアセンターまむろ川」を整備した。今後は、医師・看護師をはじめとする医療従事者の人材確保と安全で安心な医療サービス提供のための医療機器の整備を図るとともに、訪問看護などをはじめとする地域包括ケア体制の更なる充実を図る必要がある。

(8) 教育の振興については、学校校舎や公民館の耐震化並びに屋内運動場、町営野球場及び集会施設については改修整備などを進めてきた。今後は、児童生徒の学力向上とともに、地域の特色を生かしたキャリア教育の推進や、学校・地域・家庭が連携して教育を振興していく必要

がある。また、新たな社会教育施設(地域交流センター)を整備し、集会施設の機能向上を図るとともに地域のにぎわいを創出する。

(9) 集落の整備については、令和7年4月1日現在78集落(行政区)となっているが、人口減少や高齢化に伴う担い手不足により、集落の運営の支障や地域活力の低下などが危惧されるところである。住民が主体性をもって取り組む地域づくりの推進とともに、そこに住む方々の意志・意向を尊重しながら集落機能の再構築を検討する必要がある。

(10) 地域文化の振興については、郷土資源の保全継承のため、伝承文化の後継者育成支援や、ふるさとの良さを感じることができる探究的な学びや体験の機会を計画的、系統的に提供する必要がある。

(11) 再生可能エネルギーについては、令和2年の町役場新庁舎の建設にあたり木製チップを活用したバイオマスボイラーを導入した。今後も温室効果ガスの排出量削減のため、再生可能エネルギーの導入や利用拡大を図っていく必要がある。

③ 産業構造の変化と地域の経済的な立地特性による社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化と地域の経済的な立地特性

かつては農業を中心として、夏は日雇、冬は出稼ぎといった働き方が多かったが、昭和47年から昭和55年ごろにかけての企業誘致により、本町の産業構造は大きく変化し、女性の社会進出が進み、賃金収入を得られる魅力は大きな励みと生活水準の向上に大きく貢献した。近年は、平成20年のリーマンショックに端を発した経済不況などの影響があり、その後回復基調にあったものの、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響による経済へのダメージや昨今の景気動向によって厳しい雇用環境となっている。

第一次産業は昭和35年に全就業人口の63.1%を占めていたが、大幅に減少し、令和2年では19.8%と43.3ポイントの減少となっている。生産額では、基幹産業である農業の不振のため、昭和49年以降減少しており、米を代表とする農産物の価格低迷も大きな要因としてあげられる。また国内外の厳しい産地間競争にさらされており、価格低迷による採算性の悪化や担い手の減少といった問題も抱えている。豪雪地帯という事情はあるものの、依然として米に対する依存度が高くなっており、園芸品目の導入や冬期間の促成山菜栽培や雪室野菜などの周年農業の推進が求められる。

第二次産業については、昭和35年には15.8%の就業割合であったが、令和2年には29.7%と13.9ポイントの増となっている。

第三次産業については、昭和35年に21.1%であったが、令和2年は50.5%と29.4ポイントの増となっている。

イ 社会的経済発展の方向と概要

本町を含む最上地域 8 市町村は、昭和 45 年に「最上広域市町村圏事務組合」を設立し広域的課題に協力して取り組んできたほか、交通の利便性の向上に伴い、圏域内での住民の交流は活発化しており、通勤・通学、買物、医療など日常生活の各分野において、行政区域を越えた生活圏として形成されている。さらに平成 27 年には「新庄最上定住自立圏の形成に関する協定」を締結、令和 3 年には第二次共生ビジョンを策定し、一致協力して人口定住に必要な生活機能の確保、地域の活性化を図っている。

本町が将来にわたり持続可能な地域であり続けるためには、長期展望に立ち他市町村と連携しつつ、事業の効果・効率性を高め、人口減少の抑制や地域経済を活性化させていく必要がある。

第 4 次山形県総合発展計画においては、「最上地域」の地域資源を活かし新たな価値を生み出していく地域戦略の展開が方向付けられており、東北農林専門職大学及び附属農林大学校との連携による就業・定着や経営力向上の推進を図っていく必要がある。また、企業誘致が現実として厳しい環境の中、最上地域の観光資源の強みを生かした交流人口の拡大による地域振興へのチャンス提供、既存産業の活発化、地域産業の形成や新しい産業の創出など新たな起業化へと進み、多様な就業機会の創出を推進する必要がある。

また、そのために重要な交通網の整備に関しては、平成 11 年の山形新幹線新庄開業(延伸)や平成 26 年の尾花沢新庄道路の全区間開通、さらに近年は東北中央自動車道新庄真室川 IC の開通、新庄湯沢間の全線開通に向けた整備が進み、最上地域と他地域を南北に結ぶ高速交通網の整備が進展しており、移動所要時間短縮や利便性の向上により地域活性化や経済発展効果に一定の寄与をしていると思われるが、県内他地域、仙台都市圏など最上地域を超えた広域エリアと連携し、人的・経済的交流をいっそう進展させるためには、それら高規格道路等にアクセスする一般道の整備等が必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口

町の人口は、昭和 30 年の 17,118 人をピークに年々減少し、平成 27 年では 8,137 人と、60 年間で半数以下(△8,981 人、△52.5%)となった。平成 7 年対平成 17 年の 10 年間では 1,517 人の減少であったが、平成 17 年対平成 27 年の 10 年間では 1,917 人と減少数が拡大し、令和 2 年の人口は 7,203 人と人口減少が加速化している。

年齢別の推移では、0 歳から 14 歳までの年少者人口が平成 17 年対平成 27 年の 10 年間で 405 人 32.5%の減少、15 歳から 29 歳までの若年者人口は 550 人 40.8%の減少となっている。これに対して高齢者人口は、平成 17 年まで増加を続けて以降は横ばいであったが、今後減少傾向に転じると予想され、平成 17 年対平成 27 年の 10 年間で 68 人 2.2%の減少となっているが、高齢者比率は 36.8%と 10 年間で 6.3 ポイント増加している。また、男女別では構成比や増減率について大きな差異は見られないものの、平成 27 年 10 月に策定され令和 2 年 8 月に改訂を行った真室川町

人口ビジョンにおいて20～39歳の女性人口の減少率が大きいという現状があることから、今後重点的な対策が必要である。

人口の将来予測としては、真室川町人口ビジョンによる独自推計では令和7年6,307人と推計される。令和7年の高齢者比率は45.9%、年少者比率は9.0%と、少子・高齢社会が更に進展するものと予測される。少子化は全国的な傾向であるが、当町の減少率は全国的に見ても高く、結婚観や子育て観の意識が変化している状況下において人口の社会減に対する対策が急がれる。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	16,856		15,313	△9.2	13,976	△8.7	13,253	△5.2	12,888	△2.8
0 歳～14 歳	6,065		4,865	△19.8	3,679	△24.4	2,903	△21.1	2,666	△8.2
15 歳～64 歳	10,087		9,603	△4.8	9,238	△3.8	9,035	△2.2	8,742	△3.2
うち 15 歳～29 歳(a)	3,889		3,162	△18.7	2,951	△6.7	2,841	△3.7	2,524	△11.2
65 歳以上(b)	704		845	20.0	1,059	25.3	1,315	24.2	1,480	12.5
(a)/総数 若年者比率	23.1%		20.6%	-	21.1%	-	21.4%	—	19.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	4.2%		5.5%	-	7.6%	-	9.9%	—	11.5%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	12,557	△2.6	12,230	△2.6	11,571	△5.4	10,592	△8.5	10,054	△5.1
0 歳～14 歳	2,576	△3.4	2,298	△10.8	1,927	△16.1	1,552	△19.5	1,247	△19.7
15 歳～64 歳	8,300	△5.1	7,821	△5.8	7,058	△9.8	6,193	△12.3	5,745	△7.2
うち 15 歳～29 歳(a)	2,059	△18.4	1,803	△12.4	1,647	△8.7	1,400	△15.0	1,347	△3.8
65 歳以上(b)	1,681	13.6	2,111	25.6	2,586	22.5	2,847	10.1	3,062	7.6
(a)/総数 若年者比率	16.4%	—	14.7%	—	14.2%	—	13.2%	—	13.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.4%	—	17.3%	—	22.3%	—	26.9%	—	30.5%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	9,165	△8.8	8,137	△11.2	7,203	△11.5
0 歳～14 歳	944	△24.3	842	△10.8	689	△18.2
15 歳～64 歳	5,245	△8.7	4,301	△18.0	3,508	△18.4
うち 15 歳～29 歳(a)	1,159	△14.0	797	△31.2	641	△19.6
65 歳以上(b)	2,976	△2.8	2,994	0.6	3,006	0.4
(a)/総数 若年者比率	12.6%	—	9.8%	—	8.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	32.5%	—	36.8%	—	41.7%	—

表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	10,943	—	10,227	—	△6.5	9,390	—	△8.2
男	5,326	48.7	4,925	48.2	△7.5	4,509	48.0	△8.4
女	5,617	51.3	5,302	51.8	△5.6	4,881	52.0	△7.9

区分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日			
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	
総数 (外国人住民除く)	8,462	—	△9.9	7,436	—	△12.1	6,389	—	△14.1	
男 (外国人住民除く)	4,033	47.7	△10.6	3,546	47.7	△12.1	3,078	48.2	△13.2	
女 (外国人住民除く)	4,429	52.3	△9.3	3,890	52.3	△12.2	3,311	51.8	△14.9	
参考	男(外国人住民)	7	19.4	—	18	52.9	157.1	14	42.4	△22.2
	女(外国人住民)	29	80.6	—	16	47.1	△44.8	19	57.6	18.8

表 1-1(3) 人口の見通し

	平成 27 年 (2015)		令和 2 年 (2020)		令和 7 年 (2025)		令和 12 年 (2030)		令和 17 年 (2035)		令和 22 年 (2040)	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
年少人口 0~14 歳	842	10.3	689	9.6	568	9.0	470	8.3	452	8.8	490	10.3
生産年齢 人口 15~64 歳	4,302	52.9	3,508	41.7	2,846	45.1	2,471	43.8	2,204	42.9	1,985	41.8
高齢人口 65 歳以上	2,993	36.8	3,006	48.7	2,893	45.9	2,706	47.9	2,484	48.3	2,271	47.9
総人口	8,137	100	7,203	100	6,307	100	5,647	100	5,140	100	4,746	100
【参考】 社人研推計 総人口	8,137		7,160		6,250		5,421		4,669		3,951	

(資料:真室川町人口ビジョン)

② 産業

就業人口は、昭和 60 年から平成 7 年の 10 年間で 517 人 8.4%の減少、平成 7 年から平成 17 年までの 10 年間で 925 人 16.5%の減少、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で 660 人 14.1%の減少となっており、令和 2 年国勢調査の結果では 3,678 人となっている。本町の就業構造が大きく変化し、就業人口そのものが大幅に減少する中、基幹産業である第一次産業では、平成 2 年対令和 2 年比の 30 年間で 727 人 50.0%の減少、第二次産業では 1,559 人 58.8%の減少、第三次産業

では 154 人 7.7%の減少となっている。今後も、少子高齢化による人口減少が進み全産業で就業人口の減少が想定される。

表 1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	7,792		6,945	△10.9	6,997	0.7	6,578	△6.0	6,342	△3.6
第一次産業 就業人口比率	4,918 63.1%		4,136 59.5%	△15.9 —	4,090 58.5%	△1.1 —	3,230 49.1%	△21.0 —	2,163 34.2%	△32.9 —
第二次産業 就業人口比率	1,230 15.8%		1,173 16.9%	△4.6 —	1,073 15.3%	△8.5 —	1,596 24.3%	48.7 —	2,129 33.6%	33.4 —
第三次産業 就業人口比率	1,644 21.1%		1,636 23.6%	△0.5 —	1,834 26.2%	12.1 —	1,752 26.6%	△4.5 —	2,046 32.2%	16.8 —

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	6,131	△3.3	6,115	△0.3	5,614	△8.2	5,141	△8.4	4,689	△8.7
第一次産業 就業人口比率	1,791 29.2%	△17.4 —	1,455 23.8%	△18.8 —	1,076 19.2%	△26.0 —	843 16.4%	△21.7 —	792 16.9%	△6.0 —
第二次産業 就業人口比率	2,391 39.0%	12.3 —	2,650 43.3%	10.8 —	2,437 43.4%	△8.0 —	2,240 43.6%	△8.1 —	1,675 35.7%	△25.2 —
第三次産業 就業人口比率	1,949 31.8%	△4.7 —	2,010 32.9%	3.1 —	2,101 37.4%	4.5 —	2,058 40.0%	△2.0 —	2,222 47.4%	8.1 —

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数 (分類不能の産業を含む)	4,293	△8.4	4,029	△6.1	3,678	△8.7
第一次産業 就業人口比率	863 20.1%	9.0 —	765 19.0%	△11.4 —	728 19.8%	△4.8 —
第二次産業 就業人口比率	1,321 30.8%	△21.1 —	1,270 31.6%	△3.9 —	1,091 29.7%	△14.1 —
第三次産業 就業人口比率	2,107 49.1%	△5.2 —	1,986 49.4%	△5.7 —	1,856 50.5%	△6.6 —

(3) 真室川町の行財政の状況

① 行政

本町は、町村合併促進法により昭和 31 年 9 月 30 日に真室川町・安楽城村・及位村の 3 町村が合併し、今日に至っている。

町内には 78 の行政区があり、区長が行政と地域とのパイプ役になり積極的に行政に参加することに加え、住民との対話を進めながらまちづくりを行っている。

これまで、令和3年3月に策定した「第6次真室川町総合計画」に基づき「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」を目指し、町の要となる人材の養成をはじめ、産業の振興、社会福祉の充実、教育施策の充実、交通網や生活環境の整備等に取り組んできた。

広域行政については、昭和45年に設立された最上広域市町村圏事務組合を核に、地方生活圏、モデル定住圏、地域経済活性化計画、広域計画等の策定・実施をし、成果をあげてきた。加えて、新庄最上定住自立圏において策定される共生ビジョンに基づき、圏域が目指す将来像及びその実現のために取り組むものである。

これらの各種施策を町民と協働して積極的に展開していく必要がある。

② 財政

本町の財政については、令和6年度の財政力指数が0.21、経常収支比率は90.3、実質公債費比率は6.4となっており、近年の行財政改革や町債の抑制及び繰上償還の効果により、健全な財政状況が維持されてきた。

今後は、地方債残高が増加していく傾向にある。根幹をなす町税収入について課税客体の減少から減額が予想されるとともに、歳出についても、近年の教育施設長寿命化改修や町役場新庁舎建設といった投資的事業を実施した影響や、今後大規模な主要事業が計画されていることによる公債費の増加、少子高齢化に伴う扶助費の増加が予想されることから、地方交付税の動向次第では厳しい財政運営が予想される。

また、「真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて人口減少や地域経済の縮小といった課題解決のための施策を着実に実行していく必要がある。主要事業についても、ほ場整備、地域交流センターや地域防災施設の整備、公共施設の長寿命化改修、橋梁をはじめとするライフラインの長寿命化など大型投資的事業が今後見込まれる。

このため、あらゆる事務事業の妥当性・有効性・公平性を評価・検討し、その結果に基づいて取捨選択あるいは重点化・再編化しながら、行政運営を行う必要性がますます求められてくる。事業の優先度・投資効果を的確に見極めながら、計画的かつ効率的な施策展開を基本とする。

表 1-2(1) 市町村行財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	7,036,456	5,027,267	5,519,438	5,574,859	5,984,517	7,043,199
一般財源	4,455,856	3,853,529	4,048,372	3,972,424	3,879,167	4,527,397
国庫支出金	333,633	170,491	417,700	411,010	476,270	587,887
都道府県 支出金	244,083	244,312	304,347	453,110	355,973	392,991
地方債	1,083,100	425,700	392,300	255,600	721,000	826,800
うち過疎対 策事業債	407,100	53,600	53,300	0	396,560	394,200
その他	919,784	333,235	356,719	482,715	552,107	708,124
歳出総額 B	6,882,538	4,887,630	5,273,655	5,300,983	5,716,179	6,749,223
義務的経費	2,477,724	2,385,882	2,239,946	1,889,875	1,869,180	2,374,803
投資的経費	2,402,850	629,057	785,043	693,299	1,336,136	1,239,212
うち普通建設 事業	2,392,994	514,930	723,155	691,194	1,323,600	989,645
その他	2,001,964	1,872,691	2,248,666	2,717,809	2,510,863	3,135,208
過疎対策事業費	2,193,475	1,191,412	820,342	874,650	1,822,696	1,963,380
歳入歳出差引額 C(A-B)	153,918	139,637	245,783	273,876	268,338	293,976
翌年度へ繰越す べき財源 D	-	3,790	114,852	77,338	106,807	111,157
実質収支C-D	153,918	135,847	130,931	196,538	161,531	182,819
財政力指数	0.197	0.209	0.192	0.189	0.208	0.210
実質公債費比率	-	-	14.1	5.8	5.8	6.4
経常収支比率	79.5	88.4	81.9	78.5	90.2	90.3
将来負担比率	-	-	60.4	18.9	12.3	-
地方債現在高	6,788,992	7,290,063	5,605,623	3,680,835	4,131,501	5,279,474

(資料:地方財政状況調)

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市町村道							
改良率(%)	5.7	43.0	53.2	63.9	68.2	71.0	71.5
舗装率(%)	1.2	40.1	55.4	66.4	71.4	78.9	79.1
農 道							
延長(m)	-	-	1,961	2,314	3,432	4,549	4,549
耕地 1ha 当たり	8.1	7.5	6.5	7.0	-	-	
農道延長(m)							
林 道							
延長(m)	-	-	-	30,684	49,317	50,857	53,337
林野 1ha 当たり	14.6	4.0	5.2	5.7	-	-	
林道延長(m)							
水道普及率(%)	9.1	64.0	77.1	89.0	93.1	94.8	98.4
水洗化率(%)				30.7	45.8	58.7	69.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	6.8	6.4	8.4	5.0	6.0	7.4	8.6

(資料:公共施設状況調)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまで、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画及び過疎地域自立促進計画に基づき、産業振興、交通通信、生活環境施設等の整備を進め、基礎的基盤整備の充実を図ってきた。また、地域の特性を活かした施設等の整備や保健・医療・福祉の一体的な充実を図るための総合保健施設「ヘルスケアセンターまむろ川」や認定こども園の整備などを行い、福祉の充実を目標に活性化対策を講じてきた。しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化の進行、地域経済の停滞など、今なお本町を取り巻く状況は厳しいものがあり、今後も山形県及び最上広域圏における本町の位置・役割を認識し、第4次山形県総合発展計画及び山形県過疎地域持続的発展方針等の諸計画を考慮し、本町の特性を活かした効率的かつ重点的な過疎対策を講じていく必要がある。

本町は、森林資源をはじめとする豊かな自然とその恵み、先人たちが長い年月をかけ伝え受け継いできた伝承文化・芸能を活かした数多くの祭りなど地域資源に恵まれ、都会では味わうことのできない「心の豊かさ」を享受できる地域として、都市住民及び町出身者を中心に交流が継続されており、最上地域を南北に縦断する東北中央道や東西に横断する国道47号線新庄酒田道路など交通網の整備が進みつつある中、地域間交流の推進や関係人口の創出など町内外に向け自然・食・文化等の地域資源を町の魅力として発信し、やりがいと活力に満ちた地域づくりを推進していく必要がある。

また、住民自らによる活動や交流を通じた特色ある地域づくりを展開しながら、新たな活力を創出していかねばならない。そのためには、過疎地域が有する多面的・公益的な役割を認識し、地域特性や人材、四季折々の景観が楽しめる自然等を最大限活かしながら、生活基盤の整備や防災対策をはじめ住み良さを実感でき、活力ある地域づくりをソフト・ハード両面から町民とともに推進していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した当町の持続的発展に係る基本方針に基づき、本計画全般に関わる基本目標を以下のとおり設定する。

○全体人口(目標年度:令和12年度) 5,647人

○人口の自然増減に関する目標

令和12年度合計特殊出生率1.70

人口に関する目標は、真室川町人口ビジョンとの整合性を考慮し設定した。

また、本町では、令和3年3月に「第6次真室川町総合計画」及び「第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。総合戦略の中では、以下の5つの基本方針を定め、人口減少に歯止めをかけるべく、各種施策の展開を進めていくこととしているが、その理念は過疎地域の持続的発展を図ろうとする過疎方針及び過疎計画にも通じるものであることから、総合戦略と過疎計画に掲げた各種施策を着実に実行することにより、活力ある地域を今後も維持していけるものと考えている。

○真室川の資源を活かした「しごと」の創出

- ・地域資源を最大限に活かせる多様な「しごと」を守り育てることで、持続可能な「産業」を創出する。
- ・町内外の人材と積極的に連携し、多様な担い手の確保と育成に努める。

○次世代を担う子どもたちを育み子育ての希望をかなえる暮らしの創出

- ・地域の中で安心して子育てができ、社会活動や地域活動にも参加できるまちづくりを進める。
- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、子育ての経済的支援の充実を図る。

○安心・安全な暮らしの創出

- ・真室川に住む誰もが安心、安全に将来まで住み続けられる町をつくる。

○「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出

- ・町の暮らしそのものの魅力を醸成し、町に「住みたい、帰りたい、訪ねたい」人に応える施策を展開する。
- ・地域資源を活かした事業により、交流人口の拡大と定住につなげる。

○住む人の個性が発揮される地域づくりの支援

- ・住民主体による町づくり・地域づくりを支援する。
- ・人口減少社会に適した行政サービスを展開する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みについては、毎年度全庁的に実施している事業評価や総合計画などの進捗管理により、事業ごとにPDCAサイクルに基づいた効果検証を行う。評価については、広報やホームページを活用し住民に公表するほか、検証結果や社会情勢を踏まえ必要に応じて見直しを行いながら予算編成などに反映し、効果的な推進を図る。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本町においても、これまでの「対症療法型維持管理」では更新・建て替え時に多くの費用が発生するため、施設を安全に保ちながら長期に渡って修繕・更新費を縮減することが必要とされている。

そのため、公共施設の総量を把握し、計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図ることを目的に、令和5年から令和34年までの30年間を計画期間とする公共施設等総合管理計画を令和5年3月に改訂している。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。

(以下、「真室川町公共施設等総合管理計画」より)

<公共施設等総合管理計画の基本方針>

基本方針		
①大切に長く使う	②質と量の最適化をめざす	③計画的に推進する
計画的な点検・診断及び修繕による「予防保全型の維持管理」によって、公共施設等の長寿命化を図り、建替えコスト等の修繕・更新費を縮減する。	修繕・更新費のおよそ半分を占める公共建築物については、将来の人口減少等を踏まえ、今後40年かけて減築によって、修繕・更新費を削減する。	将来の修繕・更新費が一時的に集中することに対し、修繕・更新工事を5年以上で計画的に分散する平準化によって、修繕・更新のピークをならす。

<公共施設管理計画実現のための実施方針>

- ① 予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減

全ての施設について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理とメンテナンスサイクルを構築することで長寿命化に努める。
- ② 公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減

公共建築物に関する住民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設等については統合・廃止を含めた再配置及び除却等を検討することで、公共建築物の減築に努める。
- ③ 修繕・更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化

各施設の長寿命化計画等に基づいた将来の修繕・更新費を一元化し、町全体としての修繕・更新費を把握する。その結果、投資的経費を上回ることが予測された場合は、各課調整のうえ、優先順位等を踏まえ、さらなる工事分割等による予算の平準化に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

近年の働き方の多様化、コロナ禍におけるテレワークの普及など、地方移住への意識が高まりつつあるなか、本町への移住につながっていない現状にあり、他地域との差別化や都市圏からの距離、豪雪での暮らしなどの課題を整理し、今後取組みを推進していく必要がある。

これまで、移住体験ツアーや町外からの労働力の受け入れに努める事業所など他地域からの人口流入に向けた取組みも始まってはいるものの、移住体験住宅の整備や雇用の創出、住宅不足の解消などU I Jターン等の受入れ環境での課題は多く、今後その解消にむけ取組みを進めていく。

その他、若年者を対象とした地元事業所での就業体験機会の提供など地域理解の促進や、地域に対する愛着を醸成するための取組みを通じ、地元就労による定住や、一度町を離れても将来は帰郷したいと考える若者を増やしていく。

また、本町では、これまで歴史的つながりという地域資源を活用した茨城県古河市との友好姉妹都市締結や本町出身者で構成される「東京真室川会」、近隣自治体との交流を実施し「交流人口」の拡大を図ってきた。今後、町の情報発信の取組み等により、様々な形で地域を支援する「関係人口」の創出につなげ、移住者や関係人口等の地域外の人材も地域の担い手として積極的に活用しながら、地域社会の担い手となる人材の育成・確保にも取り組んでいく。

(2) その対策

移住支援として、移住体験住宅の整備や一時滞在による地域での生活体験の仕組みづくり、空き家空き店舗活用促進、定住を促進するための町営住宅の整備を推進する。

姉妹都市交流や都市交流を積極的に進め、情報交換を図りながら、産業・文化・経済活動等への広がりを推進する。

真室川大使事業の実施や移住ポータルサイトの設置、交流拠点の整備により、地方移住に興味を持つ方や町外へ転出した若者等に対して町の情報を発信し、関係人口の増加や若者のUターン促進を図り、将来的な定住及び移住へ繋げていくとともに、地域の担い手となる次世代の人材育成を進めていく。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	実施主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1)移住・定住	定住促進住宅整備事業	真室川町	9.再掲
	地域交流センター建設事業	真室川町	2.8.再掲
(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	住環境快適サポート事業 住宅リフォーム及び新改築に係る補助	真室川町	5.再掲
	空き家空き店舗活用事業 空き家空き店舗を活用する事業者に対する支援	真室川町	2.再掲
(人材育成)	移住サポート・移住定住促進事業 移住者支援金、相談支援等	真室川町	
	まちなかイベント実行委員会補助金 イベントによるにぎわい創出の支援	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

定住促進住宅の整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。公共施設等総合管理計画に基づき、適切な管理及び保全を行い、長寿命化に努めていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

基幹産業である農業は、稲作の比重が高く、畜産、園芸作物、山菜、菌茸等との複合経営が進んではいるものの、食の多様化による米消費需要の減少、農産物の輸入自由化や激しい産地間競争などにさらされており、加えて、農業経営者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など多くの課題を抱えている。また、ほ場や農道などの基盤整備が立ち遅れ、経営規模拡大による効率化、低コスト化への阻害要因となっている。

このことから、農業生産基盤の整備を進めながら農地の集積を図り、担い手農家の育成・確保及び農地保全やより生産性の高い園芸作物の導入など、土づくりを基本とした畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業の展開や経営力の強化、地域特性を活かした周年農業確立への積極的な転換を推進していく必要がある。

また、近年はクマ、イノシシ等による農作物被害が発生している。有害鳥獣に対する侵入防止柵等の設置の促進や狩猟者の確保に向け努めていく必要がある。

② 林業

戦後植林された人工林資源が利用可能な段階であるものの、路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、木材の価格低迷や林業後継者不足等で森林の管理が滞ってきている。一方で木材を化石資源代替燃料に利用し地球温暖化防止に貢献する等、脱炭素社会づくりを進めることへの期待も高まっている。今後作業路網の整備、森林施業の集約化及び設備投資、必要な人材育成を軸に、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりとともに、木材生産の需要促進や間伐材の有効活用を図っていく必要がある。

特用林産物については、菌茸類の容器栽培や輸入加工物が増える中、全国有数の生産量を誇る原木なめこや山菜等については、森林の荒廃による生育環境の悪化や生産者の高齢化により生産量が減少している状況にあるため、特用林産物の生産拡大等の対策を進めていく必要がある。

③ 商工業

近年の消費者ニーズの多様化、購買行動の変化、消費者の生活圏の広がりにより、従来の商店街での買い物から、インターネットでの購入の増加や大規模小売店舗への消費動向が年々高まり、経営者の高齢化・後継者不足という要因なども加わり、中心商店街では空き店舗が目立つなど非常に厳しい状況にある。また、身近な商店街の衰退は、交通手段を持たない高齢者にとって食料

品等の買い物をはじめ、日常生活に大きな影響を与えることも予想される。町の小規模企業振興基本条例や産業振興条例に基づき、地域経済の活性化と産業振興のための各種支援を実施していく必要がある。

工業においては、長引く不況により、業績悪化や製造業の海外シフト化が進み、本町においても、企業の撤退、縮小を余儀なくされ、非常に厳しい状況にあったが、事業拡張や設備投資の動きが一部で見られるようになっている。こうした状況を踏まえつつ、地域住民の生活を守るためにも、自然環境保全との整合性を図りながら、豊かな森林資源・バイオマス・自然エネルギーを活用した関連企業などの企業誘致、既存企業の支援、育成及び新たな起業家の育成促進を図る必要がある。

④ 観光・交流

全国的知名度のある「真室川音頭」と関連イベントを観光資源として推進してきたものの誘客拡大に至っていない。また、交流拠点として梅里苑・周辺体験施設を整備してきたものの、近隣類似施設との競合や経済状況の低迷により利用者は伸び悩んでいる。令和 2 年度には、梅里苑を観光の拠点として位置づけ民間運営による経営の弾力化と効率化を図るため指定管理者制度を導入、令和 7 年度からは、新たにイベントハウス遊楽館及び観光交流館も指定管理者制度を導入し民間のノウハウを活かした柔軟な運営と経営の効率化により利用者拡大に努めている。

本町は加無山県立自然公園の山岳、女甕山の大カツラ・滝の沢の一本杉といった巨木群、三階滝・土倉の滝といった滝群等の自然資源、伝統芸能や生活文化資源に恵まれており、これらの保全と活用を図り魅力を創出する。特に、食文化資源に恵まれており食(食文化)を基盤として他の資源と連携させた取組みにより観光交流人口の拡大を図る。さらに、地域の歴史や文化、自然と調和した個性的で魅力ある景観の保全と創造に取り組み、観光資源としての活用を図る。こうした地域資源の活用により学び、体験、交流などニーズに答えられるメニュー創出と仕組みづくりを行い、観光交流振興を図る。

(2) その対策

① 農業

- ・ 農地、用排水路、家畜放牧場施設等の生産基盤整備を推進し、中核農家への農地集積・集約化と地域営農体制の確立を図る。
- ・ 認定農業者、認定新規就農者や農業法人を支援する取組みを強化するとともに、きめ細やかな施策をパッケージ化した町単独事業を展開する。
- ・ 稲作に加え、生産性の高い高収益作物との複合経営や地域特性に応じた山菜類と野菜などの園芸作物の組み合わせによる周年農業を推進する。
- ・ 農地の大規模化や排水改良の基盤整備を契機に、ロボット技術や ICT 等を活用したスマート農業による省力化技術の検証と導入を進める。
- ・ 農産物加工・流通・交流を連携させた「農業の 6 次産業化」を推進する。併せて、「真室川ブランド」の商品開発を促進し、販路の確保・拡大を進める。

- ・ 畜産農家の規模拡大支援とともに、家畜放牧施設等を有効活用し、耕畜連携を図り、地域内有機質資源を活かした資源循環型農業の推進を図る。
- ・ 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業の推進を図り、農業・農地がもつ公益的機能の確保に努める。
- ・ 食農教育を推進し、学校給食への地元食材の活用を進める。

② 林業

- ・ 林業振興のため経営改善、事業効率化のための設備投資を支援し、森林総合整備、間伐の促進を図る。
- ・ 林業従事者数の減少や高齢化を解消するため、新規従事者の育成や確保を図る。
- ・ 木材の切り出しから搬出、製材、再植林までの一貫した仕組みを支援し、製材品や木製バイオマスエネルギーなどの需要拡大を推進する。
- ・ 林業経営改善のため経営体の育成・組織化を進めながら、原木なめこ等の特用林産物の栽培や加工による高付加価値化及び県と連携した研修会の開催等により生産拡大の促進を図る。
- ・ 野生鳥獣による農作物被害や生活被害を防止するため、有害鳥獣駆除対策を実施する。
- ・ 森林の公益的役割を学ぶ森林学習等を実施、森林保全の意識醸成を図る。

③ 商工業

- ・ 用地取得や操業、新規雇用に対する各種奨励金により企業を支援し、産業振興と雇用促進を図る。
- ・ 融資制度や補助金等を活用した生産性向上に資する設備の導入支援を行う。
- ・ 商工会との連携により、小規模事業者への支援や新たな商品開発・起業家の育成を図るために情報提供・空き店舗対策を進める。
- ・ 町及び広域的連携による企業誘致活動のほか、広域的雇用への支援を実施する。
- ・ 求職者資格取得及び従業員教育への助成を実施する。

④ 観光・交流

- ・ 指定管理者との連携によるまむろ川温泉梅里苑を拠点とした滞在型・体験型観光振興を進める。さらに温泉施設の機能強化と周辺体験エリアの環境整備を図る。
- ・ 指導的役割を担う中心的人材と仕組みづくりを進め、自然・文化面における観光ルートの発掘、環境整備を進める。
- ・ 多様な主体による地域活動を観光交流素材として捉え、その交流活動やイベントを支援する。
- ・ 全国的に有名な民謡「真室川音頭」の発祥地としての、地域密着型を目指した「真室川音頭」の普及促進を進める。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (1) 基盤整備 (農業)	畜産生産持続強化支援事業 畜舎、堆肥舎及び付帯施設整備、 農業機械等の整備	農業生産法人 営農集団	
	釜淵地区農村地域防災減災事業(釜淵堰)	山形県	負担金
	平岡地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	真室川町北部地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	平枝地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	川ノ内地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	沼田中村地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	大向上野地区ほ場整備事業	山形県	負担金
	共栄地区ほ場整備事業	山形県 泉田川土地改 良区	負担金
	県営農業用河川工作物等応急対策事業(太 鼓胴)	山形県 太鼓胴土地 改良区	負担金
	用水配置施設等整備事業(釜淵2期)	山形県	負担金
	農業水路等長寿命化・防災減災事業(野々 村3ため池)	山形県	負担金
	元気な農業創生事業(簡易なほ場整備補 助)	真室川町	
	園芸やまがた産地発展サポート事業 施設、労働環境整備、気象災害対策設備、 農業機械等の導入支援	真室川町	
秋山牧場管理用機械整備事業 施設管理用機械の更新	真室川町		
(林業)	元気な林業創生事業(高性能林業機械購 入補助)	真室川町	
	高性能林業機械購入補助		

(9)観光又はレクリエーション	林業専用道小国西小俣線整備事業	真室川町	4.再掲
	まむろ川温泉梅里苑周辺体験エリア整備事業 まむろ川温泉梅里苑の周辺エリアの環境整備の実施	真室川町	
	まむろ川温泉梅里苑改修事業	真室川町	
	地域交流センター建設事業	真室川町	1.8.再掲
	真室川駅前広場整備事業	真室川町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	元気な農業創生事業(地域振興作物振興事業) 園芸作物などを作付した農業者に対する助成	真室川町	
	秋山牧場運営事業 秋山牧場の運営	真室川町	
	元気な林業創生事業 新規就業者、杉苗づくりの後継者支援、原木なめこ種駒購入助成	真室川町	
(商工業・第6次産業化)	有害鳥獣駆除事業 猟友会補助、有害鳥獣駆除	真室川町	
	真室川ブランド推進事業 地域ブランド育成、販路開拓、産品開発支援、6次産業化支援	真室川町	
	産業振興事業 雇用機会拡大、産業振興に対する助成等	真室川町	
	技能向上支援事業 資格取得による就業支援	真室川町	
	プレミアム商品券発行事業 プレミアム付き商品券の発行により地域消費を喚起	真室川町	
	空き家空き店舗活用事業 空き家空き店舗を活用する事業者に対する支援	真室川町	1.再掲
	真室川町観光物産協会補助金 観光・物産事業に対する補助	真室川町	
(観光)			

	交流イベント開催事業 春夏まつり、梅の里マラソン、アユ釣り大会、 冬季スポーツイベント等への補助	真室川町	
--	--	------	--

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
真室川町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおりとし、新庄最上定住自立圏等を形成する近隣市町村との連携において企業誘致、観光、6次産業化の推進、特産品を活用した食による地域活性化等に取り組むとともに、関係機関との連携による産業振興の取組みを推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「真室川町公共施設等総合管理計画」の実施方針を踏まえ、建築物の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に適合する。日常的な予防保全の推進を図り、中長期的な保全計画により施設の長寿命化を図るとともに、優先順位を考慮しながら、事業費の平準化に努める。林道等の路線網については、日常管理による現状把握と維持を徹底しながら保全に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町は、情報通信体系については全町的に ICT 利活用の基盤となる光ファイバー網による高速化が実現しており、今後も住民等に行政・教育・福祉・防災情報等の情報をより多く発信していくとともに、デジタル技術によって各種産業における生産性の改善や一般家庭での利活用推進を図る必要がある。

また、地域防災体制の面から屋外の防災放送の設置を行ってきたが、有線接続であり、大規模災害時に利用できなくなる可能性が高いことや、豪雨や暴風の際に音声聞き取りにくいなどの課題があったため、迅速かつ正確な情報伝達の手段としてデジタル無線方式の防災行政無線等を整備し戸別受信機を各世帯へ設置を実施した。

山間地帯に多くの集落が点在し、これまでテレビ難視聴地区解消のため、中継施設や共同受信施設の整備を実施してきたが、共聴組合の設備老朽化が進んでいることから受信環境維持のための設備更新が課題となっている。

(2) その対策

- ・ マイナンバーカードの普及による各種申請手続きのオンライン化や公金のキャッシュレス決済導入など町民の利便性の向上を図る。
- ・ 光ファイバーなど情報通信技術基盤を活用し、行政・教育・福祉・情報等の積極的な情報発信を行い住民利便性の更なる向上を図る。
- ・ ICT 教育推進サポート事業をはじめ、情報化社会に対応できる人材の育成を図り、誰もが情報通信技術の恩恵を受けられる地域づくりを推進する。
- ・ 町内企業のテレワーク、サテライトオフィスの導入を支援する。

(3) 事業計画(令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化 (1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	デジタル防災行政無線整備事業	真室川町	5.再掲
(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	ICT 教育推進サポート事業 教師の操作能力向上研修、サポート	真室川町	8.再掲

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

防災行政無線施設及び情報通信施設の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に適合する。災害時の安全性確保と町民の生活の利便性が確保されるよう点検や予防保全に努め、計画的な整備・修繕に努めることで長寿命化に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

秋田県の県境、酒田市の郡境に位置する本町は、国・県道が縦横に走り、奥羽本線が縦貫する交通の要所である。広大な町域を真室川、鮭川、金山川の 1 級河川とその支流が流れ下り、この河川沿いに集落が点在し、国道 13 号、344 号、主要地方道 1 路線が幹線となり、一般県道 6 路線と町道がこれを補完し各集落を結んでいる。住み良さを実感できるバロメーターの一つに、基幹交通網へのアクセスと所要時間があるが、当町は買い物生活圏としての新庄市まで車で 20 分、県庁所在地までは所要時間が 1 時間 30 分と、東北中央自動車道の一部供用により時間距離は幾分短縮されたものの依然として所要時間が短いとはいえず、広大な町内の端の集落からでは更に遠く感じる。最上地域を南北に縦断する東北中央道や東西に横断する国道 47 号線新庄酒田道路は着実に整備が進んでいるものの、生活圏の広がりや高齢化、ライフスタイルに応じたニーズにはまだ応えられて

いないのが現状である。

国道 344 号については、大雨や豪雪による交通規制や登坂路、トンネルの未改良等があるため、整備を促進する必要がある。また、主要地方道真室川鮭川線は、東北中央自動車道へのアクセスや国道 13 号の迂回路、及位地区と町中心部を結ぶ幹線道路としての役割を担っているが、幅員が狭小な箇所が多く、継続した改良が求められる。一般県道も幹線道路間及び主要集落間や他市町村への接続路として重要な役割を果たしており、特に砂子沢小又釜淵線は一部区間改良が進んでいるものの、更なる整備促進が望まれている。

令和 6 年度末時点で、町道は 258 路線、実延長で 195.0km に及んでいるが、改良率 71.5%、舗装率 79.1%と低く、今後は集落間連絡道、集落内道路を中心に整備が必要である。また、豪雪地帯であるため冬期交通の確保が日常生活や緊急時の対応にとって重要な課題であり、除雪計画延長は令和 6 年度末で 175km 余りに及んでいる。この延長を 23 台の除雪機械で対応しているが、膨大な除雪計画延長と複雑な除雪経路、狭小な道路幅員等のため、全ての路線について万全な除雪体制を取ることは困難な状況となっている。

冬期除雪体制を充実させるために、除雪機械の整備を進め冬期交通の確保に努める必要がある。集落内においては、除排雪対策を容易とし、快適な生活環境を創出するため、流雪溝整備を進めてきたが、その効果が顕著であり、今後も整備の推進を図る必要がある。

また、今後立て続けに更新時期を迎える町管理橋梁 112 橋を、道路利用者が安心して利用できるようにするため、橋梁点検、長寿命化計画に基づいた予防型維持管理による道路施設の長寿命化を進める。

② 交通体系

路線バス運行は、平成 11 年民間バス事業者の高坂線の撤退以降、町内 5 路線全てを町で運行している。近年の生活圏の広がりや運転免許自主返納者の増加などによる交通弱者の増加の状況から、町民の最低限の足としてなくてはならないものであり、今後、その必要性は高まってくるものと思われる。現在の運行路線については、運行経費の増加と利用者の伸び悩みは解消されず赤字増加、バスの老朽化などの課題を抱えている。地域の足として、今後の交通体系のあり方を総合的に検討しながら、運賃の改定や運行回数・ダイヤなどの改善により、利用者の利便性、安全性の向上を図る必要がある。

また、平成 27 年からは、試行期間を経て路線バス運行区間以外でのデマンドタクシーの運行を開始し、令和元年から町内全域に運行範囲を拡大してきたが、利用者が固定化しており制度啓発に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 道路

- ・ 生活圏への拡大に対応し住民生活及び産業経済の活動の向上を図るため、高速交通施設への接続路、最上圏内および近接中核都市へ結ぶ幹線道路の整備促進を図る。

- ・ 国道 344 号の整備促進、主要地方道、一般県道の早期改修促進を図る。
- ・ 集落間、集落内道路の整備を計画的に進める。
- ・ 流雪溝及び除雪機械の整備を計画的に進め、冬期交通の確保に努める。
- ・ 橋梁の更新時期に対応するため、橋梁長寿命化計画を定期的に見直し、予防的修繕等を計画的に行い、安全な交通の確保に努める。

② 交通体系

- ・ 通園通所、通学、通院等での町営バスの利用促進を図るとともに、町営バスの運行状況を検証し効率的で利便性の高い運行を実施する。
- ・ 交通弱者の足、地域の交通確保として、町営バスやデマンドタクシーの利便性・効率性の向上と普及啓発に努め、利用促進を図る。
- ・ 老朽化した路線バスの計画的更新を図る。

(3) 事業計画(令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保 (1) 市町村道 (道 路) (橋 梁) (その他)	道路改良事業	真室川町	
	道路舗装整備事業	真室川町	
	道路維持補修事業	真室川町	
	県道路整備事業負担金	山形県	負担金
	橋梁長寿命化事業 橋面、支承、伸縮装置補修、上部工、 下部工	真室川町	
	流雪溝整備事業	真室川町	
	防雪柵設置事業	真室川町	
	なだれ予防柵設置事業	真室川町	
	側溝整備事業	真室川町	
	(3) 林道	林業専用道小国西小俣線整備事業	真室川町
(6) 自動車等 (自動車)	路線バス更新事業	真室川町	
(8) 道路整備機械等	除雪車購入事業	真室川町	

(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	町営路線バス運行事業 町民の生活の足である路線バスの運行	真室川町	
	デマンドタクシー運行事業 町民の生活の足であるデマンドタクシーの 運行	真室川町	
(その他)	自動車運転免許証自主返納支援事業 自動車運転免許を自主返納した町民にバス の回数券やタクシー券等支給	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路及び橋梁等のインフラ資産の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に適合する。交通量、重要度、危険度等を考慮し、優先順位をつけ計画的な修繕に努める。特に橋梁は、修繕・架け替えの時期の集中を未然に防ぐため、5年毎の点検により健全度を把握し、緊急性を考慮したうえで長寿命化を図り、事業費の平準化に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

本町の水道は令和6年度末現在95.8%の普及率となっている。これまで真室川上水道、及位簡易水道を連結する水道統合整備事業を行ってきたところであるが、給水人口の減少と共に水道料金収入の減少が見込まれること、昭和50年代に整備した管路・設備が更新時期を迎え、設備改修費用が今後増加する見込みがあることなどから、安定的な供給に影響を及ぼす懸念がある。広域連携による持続可能な水道事業運営を推進し、資産管理計画に基づきダウンサイジング(効率を高めるための施設規模の縮小化)による経費の削減、平準化を行いながら適正な水道料金を設定する必要がある。

② 下水処理施設

本町における水洗化率は令和6年度末で63.9%、生活排水処理普及率は69.0%と低い状況にある。水環境の再生、生活環境の快適化の観点から、生活排水処理施設整備は喫緊の課題である。

公共下水道処理施設は、町内都市計画区域内97ha(計画人口1,848人)を対象に平成9年度に着手し、平成14年度に一部供用を開始し、平成28年度に整備概成となっている。現在普及促進が進まず、水回り改修の自己負担額への懸念が理由として考えられるため、リフォーム補助金などの対策を講じながら、今後も、真室川町生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道への理解・加入促進を図り、その他の区域についても、同基本計画に基づき、合併処理浄化槽整備の積極的な推進を図っていく必要がある。

③ 消防施設

本町の消防防災体制は、最上広域市町村圏事務組合常備消防と令和7年4月1日現在8分団311名による非常勤消防団の協力により住民生活の安全と財産を守っている。しかしながら過疎化により消防団員の確保が難しくなっていることや災害の激甚化に対応するための機動力を重視した消防設備の整備強化、冬期間の水確保、自主防災組織等との連携による防災力の向上が求められている。

また、災害時の確実な情報伝達手段の整備、国・県・関係自治体との相互応援体制、民間企業などとの災害時協力体制、個人や地域の防災力向上など、総合的な危機管理体制を強化していく必要がある。

④ 町営住宅

町営住宅は、令和6年度末現在で64戸を管理しており、長寿命化修繕計画を見直しながら居室環境などの改善を行っていく必要がある。また、子育て応援住宅は、これまで3棟12戸を整備してきたが、今後の高齢社会への対応と若年層定住に向け、本町の地域風土にあった魅力的で快適な住宅整備を計画的に進め、定住促進を図る必要がある。

⑤ 空き家対策

高齢化や人口減少の進展に伴い、地域における空き家が増加し、なかでも危険老朽空き家の増加が課題となっている。老朽化や冬期間の積雪により、倒壊等の危険性、防犯や景観の面からも早期の対応が求められている。また、空き家や空き店舗を活用した新たな起業の支援から中心市街地や商店街のエリア価値の向上を図る必要がある。

(2) その対策

① 上水道

- ・水道施設の維持管理及びアセットマネジメントに基づいた施設更新や改修を行い、安定した水質、水量確保・供給に努める。

② 下水処理施設

- ・流域の水質保全、環境浄化、都市的生活の享受できる生活環境の整備促進のため、公共下水道の加入促進と、下水道区域外においては合併処理浄化槽の設置推進を図る。

③ 消防施設

- ・地域防災体制強化のため、機動力のある消防設備、防火水槽などの整備強化を行う。
- ・地域防災マップを作成し、地域住民の防災活動への積極的参加を促進する。
- ・大規模地震等の災害に備え、避難所備蓄品の強化、避難行動要支援者名簿の作成、防災訓練の充実による避難誘導體制の整備を図る。

- ・自主防災組織による自主的な避難行動、避難所運営を行うための組織強化を図る。

④ 町営住宅

- ・長寿命化修繕計画を見直しながら町営住宅の改善を行い居室環境の改善を行っていく。
- ・各種施策と連動した住宅施策を展開し、定住人口の増加と人口減少の抑制を図る。

⑤ 空き家対策

- ・空き家の実態把握に努め、所有者への適正管理を促す通知、危険空き家除去に対する財政的支援の実施、空き家バンクの利用を推進する。
- ・UIJターンを促進するため、空き家の有効利用について検討を進める。

⑥ その他

- ・ゴミ分別収集の徹底を図り、ゴミの減量化を推進するとともに、環境美化推進条例に基づいた取組みを推進する。
- ・町内の居住環境向上のため、新築やリフォーム工事に対して支援する。
- ・火葬場や公園、地域総合施設などの施設について、計画的な修繕を実施し適切な維持管理を推進する。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備 (1)水道施設 (上水道) (2)下水処理施設 (公共下水道) (その他)	国・県道改良に伴う配水管布設替事業	真室川町	
	秋山浄水場統廃合事業	真室川町	
	上水道施設耐震化事業	真室川町	
	下水道切替整備事業	真室川町	
	浄化センター長寿命化事業	真室川町	
	浄化センター耐水化事業	真室川町	
	合併処理浄化槽設置整備事業	真室川町	

(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	最上広域市町村圏事務組合 エコプラザもがみダイオキシン発生抑制 装置更新	最上広域市町 村圏事務組合	分担金	
(4) 火葬場	斎場改修事業 施設改修、火葬炉の更新修繕	真室川町		
(5) 消防施設	防火水槽整備事業	真室川町		
	消防積載車・小型ポンプ整備事業	真室川町		
	最上広域市町村圏事務組合 新消防庁舎整備事業	最上広域市町 村圏事務組合	分担金	
	最上広域市町村圏事務組合 消防車両、施設・設備等整備事業	最上広域市町 村圏事務組合	分担金	
	デジタル防災行政無線整備事業	真室川町	3.再掲	
	消防サイレン更新事業	真室川町		
	防災放送塔機器改修事業	真室川町		
	地域防災施設整備事業	真室川町		
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック改善事業 町営住宅給排水改修	真室川町	
		(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 (生活) (その他)	住環境快適サポート事業 住宅の新築・リフォーム補助	真室川町
空き家解体助成事業 空き家の除去に対する解体助成	真室川町			
(8) その他	真室川公園長寿命化事業	真室川町		
	地域総合施設長寿命化事業	真室川町		
	県営急傾斜整備事業	山形県	負担金	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道及び下水道の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に適合する。公共施設等総合管理計画の実施方針等に基づき、災害予防措置の対策も含め、計画的な老朽管の更新や耐震化に努める。公営住宅については、改善計画に基づき、施設の長寿命化に努めながら、耐震性に乏しく老朽化が著しいものについては廃止を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

女性の社会進出、少子化、核家族化など子どもたちを取り巻く環境が変化しているなか、これまで本町は、子育て世帯への経済的支援を順次拡大し、入所世帯のみならず家庭保育世帯への経済的支援も実施している。また公立保育施設においては、就学を意識した教育・保育環境整備や改善を目的とし施設整備を実施した。保育施設での延長保育や一時預かり保育事業は継続実施し、今後は子育て支援センター事業も含め、町全体で連携した子育て支援の充実を図っていく必要がある。

また、不安を抱えやすく相談できない妊産婦や子育て世代に対するアウトリーチでの支援方法が課題となる中、これまで本町では妊娠・出産・子育て等の一貫した支援事業及び母子保健事業を推進してきたが、その継続に加え、子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターによる相談や支援、情報提供を充実させていく必要がある。

② 高齢者対策

本町の高齢化は急速に進み超高齢社会となり令和2年10月1日現在(令和2年国勢調査)の65歳以上人口は3,006人、41.7%、65歳以上一人暮らし高齢者292人、高齢夫婦世帯316世帯となっている。

これまで本町では、第5次総合計画を基に保健・医療・福祉が一体化した地域包括ケア体制を実現するため「ヘルスケアセンターまむろ川」を拠点に、保健・医療・福祉が連携してサービスを展開している。平成18年から平成26年にかけて介護サービスに係る給付費はおよそ1.5倍となったが、平成27年以降はほぼ横ばいとなり、被保険者数とともに緩やかな減少が見込まれる。

地域において、高齢者が健康で自立した生活を維持するためには、行政だけでなく、保健・医療・福祉関係団体及び地域住民が力を合わせ、地域における総合的なケア体制を構築するとともに、住民個々に適した支援対策や介護サービスの提供を推進していく必要がある。

③ 障がい者(児)対策

発達障がいや自閉症の子どもの早期発見と早期支援が必要となっている。障がいがある人もない人も、誰もが住みなれた地域で共に生活し、活動することができる社会の実現を目指す「ノーマラ

イゼーション」と、ライフステージの全てにおいて社会参加が促進されることが必要であるが、障がい者への理解促進、就労や交流の機会の確保など課題は多い。今後も町内における活動の場を確保するため、社会福祉協議会が運営主体となり生活介護事業や就労継続支援B型事業のサービスを提供する、障がい福祉サービス事業所「ドリームハウス」への運営費支援を行っていく必要がある。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

- ・安心して子育てができる環境づくりを進めるため、子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実のほか、教育・保育施設等と連携し子育て親子の交流等を促進する場を設ける等、働きやすい・子育てしやすい環境整備を推進するとともに、保育サービスの充実に努める。
- ・妊娠期から乳幼児までの一貫した子育て支援事業及び母子保健事業を展開する。
- ・結婚を望む人の出会いを支援するほか、不妊治療助成事業、地域や世代間の支え合いによる子育て支援など、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行う。
- ・子育て世代の経済的負担を軽減するため、在宅で育児を行う保護者に対する支援や、幼児・児童生徒の予防接種、高校生までの医療費に対する支援を行う。
- ・保育料の独自無償化・完全給食の提供及び無償化を行う。
- ・公立保育施設合同土曜保育を行う。

② 高齢者対策

- ・住民が健康で自立した生活を維持できるよう生活習慣病予防を柱とした「ヘルシースマイル真室川 21 計画(第二次)」に基づき、住民の健康寿命の延伸を図っていく。
- ・地域で高齢者が生きがいを持ち、いつまでも元気でいられるよう、地域住民がささえ合い、地域内で交流できる活動の場や居場所づくりを推進する。
- ・高齢者の閉じこもり、認知症、寝たきりなどを防止するため、一貫性・連続性のあるマネジメントのもとに積極的な介護予防事業を推進していく。
- ・認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、認知症への正しい理解の普及、啓発と地域支援体制を構築する。

③ 障がい者(児)対策

- ・乳幼児から高齢者まで、障がい者(児)のライフステージに応じた適切なサービスを提供する保健・医療・福祉の連携と環境整備を進める。
- ・地域で生きがいをもって生活し社会参加していくために、一般就労はもとより福祉的就労を含めた、働く場の確保と行政・事業者・関係機関の連携により雇用促進を図る。
- ・差別や偏見を防止するための普及啓発を行うとともに情報円滑化、相談窓口の整備を行う。

(健康づくり)	生活支援ハウス運営事業 高齢者に対する住居機能等の提供	真室川町	
	長寿お祝い事業 数えて 100 歳になる町民に対する賀詞・祝い金の贈呈	真室川町	
	予防接種事業 BCG、五種混合、インフルエンザ等の予防接種	真室川町	
	健康増進事業 特定健診、各種がん検診、健康相談、訪問事業	真室川町	
	不妊治療費助成事業 不妊治療に対する助成	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保育所の整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。次世代を担う子どもたちが真に必要とする保育環境の充実に視点を置き、日常的に安全性が確保されるよう点検活動と予防保全に努めていく。総合保健施設については、町立真室川病院と一体的に整備された経過から、病院と一体となった予防保全及び計画的な修繕を実施することで施設の長寿命化に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、町立病院 1 か所、町立診療所 2 か所、歯科医院 2 か所の計 5 か所であり、町立病院は、内科、整形外科、耳鼻咽喉科の診療科及び 55 床の入院施設を備え、地域一次医療と地域包括ケアシステムの中心的役割を果たしている。本町では、医師をはじめとする医療従事者の安定確保が大きな課題となっており、関係機関との連携や長期的な取組みとして中学生・高校生のインターンシップ等により医学への関心を高め、将来の町医療を担う人材の育成を図る必要がある。また、これまで訪問診療、訪問看護の実施により在宅医療の充実を図っており、平成 29 年から町立病院内に訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川が設置され、近隣町村及び山形県看護協会と連携した在宅医療の推進を進めているところである。

広域的には、町内診療施設、隣接町村医療機関と、地域中核病院である県立新庄病院及び山形大学医学部附属病院と連携を図り、医療体制の充実を図っている。また、町立病院は町内唯一の救急告示病院として二次救急診療を担っているが、地域において必要とされる急性期機能を担いながら令和 2 年から回復期病床へ移行したところである。今後も、山形県地域医療構想等を踏まえ、病床機能の分化・連携を進めながら地域医療における果たすべき役割や施策を展開していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 県立新庄病院や山形大学医学部附属病院と連携を強化し、近年の医療技術に対応する診断・医療体制づくりを進める。
- ・ 中学生・高校生のインターンシップ等により、将来における人材の育成、確保を図る。
- ・ 保健・医療・福祉の一体化を推進し、地域包括ケアシステムを確立する。
- ・ 安全で安心な医療サービスの提供のため計画的な施設及び設備の更新・修繕を図る。
- ・ 町内唯一の救急告示病院として、本町のみならず最上北部地域の安全・安心な医療の確保のため、二次救急医療機関としての役割を担う。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保 (1) 診療施設 (その他)	医療機器更新事業 突発的医療機器更新	真室川町	
	ヘルスケアセンター長寿化事業	真室川町	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川運営補助事業 地域での療養生活を支援し在宅医療の普及啓発を図る。	真室川町 鮭川村 金山町 県看護協会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町立真室川病院の整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。総合保健施設と一体的に整合性を図りながら過疎対策に必要となる予防保全及び計画的な修繕を実施し、長寿化に努める。診療所については、病院機能との役割分担を図りながら最適化に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育関連

本町の学校施設は、児童数・生徒数の減少により、小学校が3校、中学校が1校となっている。各施設における耐震化、冷房設備の設置及びトイレ洋式化は完了しているが、災害時における住民の指定避難所として防災計画に位置付けられていることから、今後の就学児童生徒の動向も含め、個別施設計画に基づき計画的な整備を進める。

また、児童生徒の確かな学力の育成のため、個々の学習状況を確実に評価し、個に応じた学習の定着及び発達段階に応じたきめ細やかな指導や不登校傾向や発達障がいなど特別な支援

が必要な児童生徒のニーズに応じた支援を行っていく。さらに、学校、家庭及び地域が連携して子どもを育成するため、協力関係のもとそれぞれの教育力を活かしながら学校の特色と実情に沿った教育活動が実施できるよう推進する。

また、小学校の外国語学習や ICT 教育による国際化社会や高度情報化に適応できる人材を育成していくためにも外国語指導助手の配置やタブレット等を活用した学習も推進する。

② 集会施設、体育施設、社会教育・文化施設等

生涯学習、生涯スポーツに対する町民の意欲が高まる中、生涯学習の推進とともに地域のコミュニティ活動の拠点となる公民館及び分館の役割は非常に大きい。しかし、一部で耐震補強工事やバリアフリー化を実施しているものの、分館の多くは手狭で老朽化が進み、町民の多様なニーズに対応するには不十分な状況となっているため、施設整備費補助等での支援を推進する。また、各種体育施設について、町民の健康体力づくりを一層推進するため、改修等が望まれている中で総合運動公園を拠点とした施設の有効活用と整備を行い、まちなか図書館構想に基づき、誰もが本に親しむことができる図書環境を構築する。

(2) その対策

① 学校教育関連

- ・小中連携教育、児童生徒の個性・能力に応じたきめ細やかな教育を推進し、家庭や地域と連携を図りながら学習や規則正しい生活習慣を定着させ、学力を向上させる。
- ・学校の施設及び ICT 環境の整備により、児童生徒の教育環境を充実する。

② 集会施設、体育施設、文化施設等

- ・個別施設計画に基づき、社会教育施設及び社会体育施設の長寿命化を図り、適切な施設管理を推進する。
- ・中央公民館及び分館の適切な管理を行いながら生涯学習活動の充実を図る。
- ・町民テニスコート等のスポーツ施設整備による「一人一スポーツ」の環境を整備する。
- ・生涯学習及び生涯スポーツ活動の振興を推進するため、人材の育成と指導・支援体制の充実を図る。
- ・まちなか図書館構想を推進するための図書館環境の充実を図る。

(3) 事業計画(令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興 (1) 学校教育関連施設 (校舎)	小中学校長寿命化事業	真室川町	

(スクールバス・ボート) (3)集会施設・体育施設等 (集会施設) (体育施設) (4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	スクールバス購入及び更新事業	真室川町	
	イベントハウス遊楽館長寿命化事業	真室川町	
	観光交流館長寿命化事業	真室川町	
	社会教育施設長寿命化事業	真室川町	
	地域交流センター建設事業	真室川町	1.2.再掲
	社会体育施設長寿命化事業	真室川町	
	学力向上対策事業 児童生徒の学習向上を図るための支援、指導主幹配置、研修、学力検査等	真室川町	
	特別支援教育推進事業 学習指導員、学習支援員の配置及び研修等	真室川町	
	外国語教育推進事業 ALT、英語指導補助員等の配置	真室川町	
	ICT 教育推進サポート事業 教師の操作能力向上研修、サポート	真室川町	3.再掲
	帰国・外国人児童生徒日本語サポート事業 外国人児童生徒への日本語学習補助や翻訳機貸与による学校生活をサポート	真室川町	
	公営塾運営事業 学力向上を目的とした英検サポート、長期休業中の数学補充学習講座	真室川町	
	小中学校副教材購入補助事業 小中学校の副教材購入に係る保護者負担を軽減	真室川町	
	小中学校給食費無償化事業	真室川町	
	特色ある学校づくり事業 各学校の特色ある取組みに対する支援	真室川町	
おいしいふるさと給食事業(小中学校) 地産地消の食材を活用した給食の提供を年3回実施	真室川町		

(高等学校) (生涯学習・スポーツ)	要・準要保護就学支援 経済的理由で就学困難な児童の保護者に対し経費の一部を支援	真室川町	
	特別支援教育就学奨励費 特別支援学級在籍児童の保護者に経費の一部を支給	真室川町	
	遠距離通学費補助 通学距離、交通手段に応じた通学費補助	真室川町	
	教育関係運転業務及び施設維持管理委託事業 スクールバス運転及び学校の施設管理委託	真室川町	
	神室産業高校真室川校支援事業 高校存続支援のため入学・通学に係る経費を補助	真室川町	
	まちなか図書館構想事業 町民が本に親しむ環境づくり、乳幼児への図書進呈	真室川町	
	社会教育指導員活動事業 社会教育団体の育成強化、図書文化財教育の推進のため指導員を配置	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校、中央公民館等の集会施設や体育施設の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に適合する。

学校については、現状では統合による地域ごとの適正配置がなされているため、次世代を担う子どもたちが真に必要な教育環境の充実に視点を置き、日常的に安全性が確保されるよう点検活動と予防保全に努めていく。なお、全校において耐震化が完了していることから、施設や設備の重要度や緊急度に応じ、事後保全と予防保全の併用によりライフサイクルコスト縮減に努める。集会施設や体育施設についても、既に耐震化が完了していることから、予防保全及び計画的な修繕を実施することで施設の長寿命化に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、広範な町土に小規模集落が点在しており、各集落住民等が集積してきた生活文化や協同・相互扶助の精神、地域保全等への意欲は今なお受け継がれている。

しかし、若年者は、進学・就職等をきっかけに町外へ流出し、一方、高齢者は地域での集落運営

の担い手となっている地域が増加傾向にあり、集落運営の機能や地域活力の低下が危惧されているところである。このため、地域おこし協力隊といった外部人材の活用、年齢や性別にかかわらず住民が協力しあい地域課題の解決に主体となって取り組む地域づくりやリーダーの育成を推進し、連帯感を醸成するとともに、心豊かで安心して生活できる地域コミュニティを維持促進していくため住民が主体となった取組みを支援していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 地域活力の維持を図るため、地域住民の主体的な取組みを支援しながら、周辺地区・集落との共助から、防災・福祉などの機能を補完できるような種々の対策を進める。
- ・ 地域住民が率先して実施する地域活動に対し財政的な支援を行う。
- ・ 地域コミュニティ育成の拠点となる、公民館分館施設の整備を促進する。
- ・ 定住を促進するため、子育て・若者世代を対象とした町営住宅の整備を促進する。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備 (1) 過疎地域集落再編整備	定住促進住宅整備事業	真室川町	1.再掲
(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域づくり活動支援事業 地域づくり事業を行う集落等に対する助成、分館運営費補助	真室川町	
	結婚応援事業 結婚に係る意識啓発、出会いサポート	真室川町	
(3) その他	公民館分館施設整備事業 新築、増改築、修繕に対する助成	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各地区の公民館の整備や維持・管理等は公共施設等総合管理計画に適合する。地域活動の拠点のほか、多くが災害時における一次避難所として位置づけられているため、将来的な人口減の中、近隣の公共施設との併用も視野に入れながら、地域とともに維持管理や施設の在り方を検討していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、昔話、童歌、番楽、囃子など、長い歴史に育まれた貴重な伝承文化が存在している。今後も先人から伝承されてきた文化や歴史などを「学びの資源」として活用し伝承文化による地域

活動を通じて、世代を越えた地域の交流やコミュニティ活動の推進につなげていく必要があると考える。

このため、地域住民の主体的な取組みを支援するとともに、後継者の育成を図りながら新たな文化の創造や、鑑賞機会の充実等を図る必要がある。更に、インターネットや SNS により活動成果を効果的に発信することで、活力あふれる地域づくりに結びつくよう支援する必要がある。

本町出身で、東海道五十三次等を復刻した版画家 故中川木鈴氏の偉業を讃え歴史民俗資料館に作品を展示している。また、氏の業績を永く後世に伝えるため「山形県児童生徒版画作品展」を開催しているが、芸術文化に触れ合い親しむ環境を一層整備する必要がある。

(2) その対策

- ・ 伝統文化活動の自主的な活動が推進される環境を醸成する。
- ・ 伝承文化、芸術文化等においてインターネットなどの情報だけでは得られない「本物」を体感する機会を設け、発表の機会・鑑賞の機会を多く創出する。
- ・ 伝承文化を学ぶ地域教材を積極的に活用しながら後継者育成のための支援を図る。

(3) 事業計画(令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等 (2) 過疎地域持続的発展 特別事業(地域文化振 興)	伝承文化保存継承事業(未来に伝える 真室川の宝事業) 番楽、童歌、囃子、昔話の保存継承	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

歴史民俗資料館及びふるさと伝承館の整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。予防保全及び計画的な修繕を実施することで施設の長寿命化に努める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町における再生可能エネルギー事業の状況は、独自に実施したものは僅かであり、中央公民館をはじめとした数カ所の公共施設への太陽光発電設備の設置に留まる。昭和 38 年に建設された役場庁舎については、平成 26 年度に実施した耐震診断の結果で耐震性の不足など地震に対する危険性が指摘され令和 2 年に新庁舎を建築し、チップを活用したバイオマスボイラーを導入し、熱源利用により経常経費の削減及び地球温暖化対策を行っている。また、本町では再生可能エネルギーの導入促進を目的とした補助金や省エネの取組みを行っているが、本町の緑豊かな自然環境・景観を保全しながら再生可能エネルギーの利活用を促進し循環型社会形成を目指した取組みを推進していかなければならない。

(2) その対策

- ・ 二酸化炭素等の排出量削減のため、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギー、自然エネルギーの導入促進を図る。
- ・ 公共施設、家庭、企業及び地域における再生可能エネルギー(バイオマス、太陽光など)の利用を促進する。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (再生可能エネルギー 利用)	再生可能エネルギー利用推進事業 太陽光設置補助、ペレットストーブ購入助成 等	真室川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新庁舎木質チップボイラーの整備や維持・管理等は、公共施設等総合管理計画に適合する。真室川町公共施設等総合管理計画に基づき、予防保全及び計画的な修繕を実施し、長寿命化に努める。

事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住) (人材育成)	住環境快適サポート事業 住宅リフォーム及び新改築に係る補助	真室川町	5.再掲 【事業効果が将来に及ぶ理由】 住宅のリフォーム及び新改築工事に係る費用を支援することにより定住促進につながる。
	空き家空き店舗活用事業 空き家空き店舗を活用する事業者に対する支援	真室川町	2.再掲 【事業効果が将来に及ぶ理由】 空き家等の利活用により管理不全の抑制と移住者の増加による地域活性化で将来にわたる定住促進につながる。
	移住サポート・移住定住促進事業 移住者支援金、相談支援等	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 移住にかかる支援金や食の支援等により移住定住の促進につながる。
	まちなかイベント実行委員会補助金 イベントによるにぎわい創出の支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 町内イベントによるにぎわい創出を支援することで町 PR と交流人口の拡大が図られ地域の活性化につながる。
2 産業の振興 (10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業) (商工業・6次産業化)	元気な農業創生事業(地域振興作物振興事業) 園芸作物などを作付した農業者に対する助成	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 園芸作物を作付けした農業者へ支援することで、農家の所得向上につながる。
	秋山牧場運営事業 秋山牧場の運営	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 畜産の振興を図り、もって農業経営の安定につながる。
	元気な林業創生事業 新規就業者、杉苗づくりの後継者支援、原木なめこ種駒購入助成	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 町内林業事業体の規模拡大と後継者育成により町の林業の振興につながる。
	有害鳥獣駆除事業 猟友会補助、有害鳥獣駆除	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 農作物の被害を防止し、農業収入の安定化につながる。
	真室川ブランド推進事業 地域ブランド育成、販路開拓、産品開発支援、6次産業化支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域ブランド育成、産品開発や販路開拓等からの情報発信により地域の活性化につながる。

(観光)	産業振興事業 雇用機会拡大、産業振興 に対する助成等	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 雇用機会拡大と産業振興の奨励 措置により将来にわたる定住及 び地域活性化につながる。	
	技能向上支援事業 資格取得による就業支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 求職者に対する資格取得等の支 援により将来にわたる定住及び 地域の活性化につながる。	
	プレミアム商品券発行事業 プレミアム付き商品券の 発行により地域消費を喚起	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域限定の商品券発行による地 域経済の活性化や商店街の維 持継続につながる。	
	空き家空き店舗活用事業 空き家空き店舗を活用する 事業者に対する支援	真室川町	1.再掲	
	真室川町観光物産協会補 助金 観光・物産事業に対する 補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 観光誘客、地域物産販路拡大等 による交流人口の増加から地域 の活性化につながる。	
	交流イベント開催事業 春夏まつり、梅の里マラソ ン、アユ釣り大会、冬季ス ポーツイベント等への補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 各種交流イベント開催の観光誘 客による交流人口の増加から地 域の活性化につながる。	
3 地域における情報化 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	ICT 教育推進サポート事業 教師の操作能力向上 研修、サポート	真室川町	8.再掲 【事業効果が将来に及ぶ理由】 情報教育の学習を通じた人材育 成につながる。	
(その他)	4 交通施設の整備、交 通手段の確保 (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	町営路線バス運行事業 町民の生活の足である路 線バスの運行	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 交通の確保を図り町民の福祉の 増進に寄与することで定住者の 確保につながる。
		デマンドタクシー運行事業 町民の生活の足であるデ マンドタクシーの運行	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 交通の確保を図り町民の福祉の 増進に寄与することで定住者の 確保につながる。
		自動車運転免許証自主返 納支援事業 自動車運転免許を自主返 納した町民にバスの回数 券やタクシー券等支給	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 自動車免許を自主返納した方の 公共交通機関等の利用に係る負 担を軽減し町民の福祉の増進に 寄与することで定住者の確保に つながる。
5 生活環境の整備 (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	住環境快適サポート事業 住宅の新築・リフォーム 補助	真室川町	1.再掲	

(その他)	空き家解体助成事業 特定危険空き家の除去に対する解体助成	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 町民の安全な生活に損害を及ぼす危険を除去することで定住者の確保につながる。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 (8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	おいしいふるさと給食事業 (こども園、町立保育所) 地産地消の食材を活用した給食の提供を年 3 回実施	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 県内産の食材を活用した特別な給食を通して郷土愛を育み将来にわたる人材育成につながる。
	家庭保育支援給付事業 1歳未満の乳児を家庭で子育てする保護者に給付金を支給	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 子育てにかかる支援から保護者の負担軽減を通じて将来にわたる定住者の確保につながる。
	地域子育て支援拠点事業 (地域子ども子育て支援事業) 子育てに関する交流・情報提供、講習の実施	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 子育てにかかる活動を通じたコミュニティの向上から定住及び地域の活性化につながる。
	子どものための教育・保育給付事業 認定こども園及び小規模保育事業所に対する運営費負担及び補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 子育てにかかる支援から保護者の負担軽減を通じて将来にわたる定住者の確保につながる。
	民間保育施設運営費補助事業	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 子育てにかかる支援から保護者の負担軽減を通じて将来にわたる定住者の確保につながる。
	放課後児童健全育成事業 学童クラブの運営	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 学童クラブの運営を町が実施することで、支援員の専門性の向上を図り、保育の質を高めるとともに、保護者の負担軽減を通じて、将来にわたる定住者の確保につながる。
	子育て支援医療費給付事業 高校生までの医療費無料化	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 子育て家庭の負担を軽減し、もって子育て世帯の福祉の増進を図り将来にわたる定住者の確保につながる。
	(高齢者・障がい者福祉)	障がい者福祉助成事業 交通費助成、おむつ支給、人工透析通院助成、在宅酸素療法支援	真室川町

(健康づくり)	障がい者福祉施設運営費補助事業	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 障がい者個々に適した生活介助や就労支援を提供することにより、安心して暮らせる町を実現し、定住促進につながる。
	高齢者等除雪支援事業 高齢者・障がい者世帯に対する除雪支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 高齢者等の冬期間の課題である屋根の雪下ろしを支援し、町民の冬期間の生活における安全確保を図ることで、定住促進につながる。
	地域共助除雪事業 地域ボランティアを中心に行う在宅高齢者等の玄関前除雪を支援	真室川町 真室川町 社会福祉協議会	【事業効果が将来に及ぶ理由】 高齢者等の玄関前除雪を行う地域団体を支援し、冬期間における生活の支援及びコミュニティ強化を図ることで、定住促進につながる。
	生活支援ハウス運営事業 高齢者に対する住居機能等の提供	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 高齢者の支援を行い、町民の福祉向上に寄与し定住促進につながる。
	長寿お祝い事業 数えて100歳になる町民に対する賀詞・祝い金の贈呈	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 高齢者に対し敬老の意を表し、長寿を祝福し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することで定住促進につながる。
	予防接種事業 BCG、五種混合、インフルエンザ等の予防接種	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 住民の健康の保持増進を図り、町民の福祉向上に寄与し定住促進につながる。
	健康増進事業 特定健診、各種がん検診、健康相談、訪問事業	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 住民の健康の保持増進を図り、町民の福祉向上に寄与し定住促進につながる。
	不妊治療費助成事業 不妊治療に対する助成	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 少子化の解消を図り、もって活力あるまちづくりの推進につながる。
7 医療の確保 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川運営補助事業 地域での療養生活を支援し在宅医療の普及啓発を図る。	真室川町 鮭川村 金山町 県看護協会	【事業効果が将来に及ぶ理由】 訪問看護サービス提供体制の整備を図ることにより、住民が住み慣れた地域で療養生活を送れる環境整備を行うことで定住促進につながる。
8 教育の振興 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学力向上対策事業 児童生徒の学習向上を図るための支援、指導主幹配置、研修、学力検査等	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 指導主幹等の配置による学習向上により将来にわたる人材育成につながる。

特別支援教育推進事業 学習指導員、学習支援員の配置及び研修等	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 学習指導員、学習支援員の配置等による児童生徒へのきめ細やかな学習支援により将来にわたる人材育成につながる。
外国語教育推進事業 ALT、英語指導補助員等の配置	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 ALT、英語指導員補助員の配置等による外国語教育を推進し、きめ細やかな学習支援により将来にわたる人材育成につながる。
ICT教育推進サポート事業 教師の操作能力向上研修、サポート	真室川町	3.再掲
帰国・外国人児童生徒 日本語サポート事業 外国人児童生徒への日本語学習補助や翻訳機貸与による学校生活をサポート	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 外国人児童生徒へのきめ細やかな学習・生活支援により将来にわたる人材育成につながる。
公営塾運営事業 学力向上を目的とした英検サポート、長期休業中の数学補充学習講座	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 学校以外での学習機会の創出により人材育成につながる。
小中学校副教材購入補助事業 小中学校の副教材購入に係る保護者負担を軽減	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 保護者の負担軽減及び学習機会の充実から定住及び人材育成につながる。
小中学校給食費無償化事業	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 保護者の負担軽減及び安全で充実した食の確保を行うことにより、定住及び人材育成につながる。
特色ある学校づくり事業 各学校の特色ある取組みに対する支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 学校ごとの活動を通して郷土愛を育み人材育成及び定住につながる。
おいしいふるさと給食事業 (小・中学校) 地産地消の食材を活用した給食の提供を年3回実施	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 県内産の食材を活用した特別な給食を通して郷土愛を育み将来にわたる人材育成につながる。
要・準要保護就学支援 経済的理由で就学困難な児童の保護者に対し経費の一部を支援	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 経済的な理由により就学困難な児童の保護者を支援することで人材育成及び定住につながる。

(高等学校) (生涯学習・スポーツ)	特別支援教育就学奨励費 特別支援学級在籍児童の保護者に経費の一部を支給	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 特別な支援を必要とする児童生徒の保護者の負担を軽減し教育環境を充実させることにより人材育成につながる。
	遠距離通学費補助 通学距離、交通手段に応じた通学費補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 保護者の負担軽減及び安全・安心な教育環境を充実させることにより人材育成につながる。
	教育関係運転業務及び施設維持管理委託事業 スクールバス運転及び学校の施設管理委託	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 安全・安心な教育環境を充実させることにより人材育成につながる。
	神室産業高校真室川校支援事業 高校存続支援のため入学・通学に係る経費を補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 地元高校の存続により、将来にわたり地域社会で活躍する人材育成につながる。
	まちなか図書館構想事業 町民が本に親しむ環境づくり、乳幼児への図書進呈	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 町民が本に親しむ環境づくりを通して将来にわたる人材育成につながる。
	社会教育指導員活動事業 社会教育団体の育成強化、図書文化財教育の推進のため指導員を配置	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 社会教育団体の育成並びに図書・文化財教育の充実のため、社会教育指導員を配置から人材育成につながる。
9 集落の整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備) (その他)	地域づくり活動支援事業 地域づくり事業を行う集落等に対する助成、分館運営費補助	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 住民発意による主体的な地域づくり活動を支援し地域活性化につながる。
	結婚応援事業 結婚に係る意識啓発、出会いサポート	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 町内定住化の促進及び少子化の解消を図り、もって活力あるまちづくりの推進につながる。
10 地域文化の振興等 (2) 過疎地域持続的発展特別事業(地域文化振興)	伝承文化保存継承事業 (未来に伝える真室川の宝事業) 番楽、童歌、囃子、昔話の保存継承	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 伝統芸能等の発表機会等を通して将来的な活動の活性化及び保存伝承につながる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	再生可能エネルギー利用推進事業 太陽光設置補助、ペレットストーブ購入助成 等	真室川町	【事業効果が将来に及ぶ理由】 地球温暖化対策などの各種事業を、総合的・計画的に実施し、環境にやさしい持続可能な町づくりにより定住促進につながる。